

報告第 2 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 11 月 22 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年10月28日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 柏市在住の個人1人

2 事故の概要

令和6年9月2日午前9時20分頃、白井市南山1丁目6番1号白井市立南山中学校において、職員が環境整備のため刈払機を使用して校内受水槽のフェンス沿いの除草作業を行っていたところ、学校敷地内に駐車していた相手方所有の車両に刈払機からの石が飛び、車の右後方のガラスを破損したものの。

3 損害賠償の額 金58,080円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金58,080円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。